

## 普通預金規定（決済専用型）

普通預金（決済専用型）（以下、本預金といいます。）については、普通預金規定（または総合口座取引規定）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱います。なお、普通預金規定（または総合口座取引規定）と本規定で相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

### 1. 利息

普通預金規定（または総合口座取引規定）にかかわらず本預金には利息を付けません。

### 2. 未払利息

普通預金から（決済専用型）へ変更したとき、変更日の前日までの普通預金利息は、次の普通預金利息決済日に預金に組入れます。

### 3. 普通預金への変更

- (1) 本預金を普通預金に変更するときは、当行所定の手続をしてください。普通預金へ変更を行った場合は、本規定の適用を取り止め、普通預金規定（または総合口座取引規定）を適用するものとします。
- (2) 前項にて変更後の普通預金には、普通預金規定（または総合口座取引規定）にもとづき利息を付けます。

### 4. 手数料

本預金の利用および普通預金への変更については、本届書の取扱いにかかる印紙代金をいただきます。また、金融情勢の変化など諸般の事情により、今後、本預金の利用については、当行所定の口座管理手数料をいただく場合があります。その場合および手数料を改定した場合は、その内容を当行所定の方法によりお知らせします。

印紙代金および口座管理手数料は、普通預金規定（または総合口座取引規定）にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出なしに当行所定の方法によりこの普通預金口座より引落しします。

以 上